

日本国スポーツ庁とペルー共和国スポーツ庁との間の スポーツ分野における協力覚書

日本国スポーツ庁及びペルー共和国スポーツ庁（以下、個別に「当事者」、総称して「両当事者」という。）は、

両当事者間の友好関係を強化し、相互理解を深める措置として、スポーツ分野において協力することを目的とし、

日本で開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを考慮し、

両当事者は、本協力覚書（以下、「本覚書」という。）の枠組みの中で、以下の協力について決定した。

第1項 協力分野

両当事者は、以下の分野における協力活動の発展を支援する。

- スポーツ、レクリエーション活動及び身体活動に関する政策
- インクルーシブスポーツ
- 施設の維持管理を含むスポーツ施設及びスポーツスペース
- オリンピック・パラリンピックのレガシー及び価値の普及
- 選手の保護及びドーピングとの闘い
- スポーツにおける官民連携
- 競技又は合同トレーニングのためのチームの交流
- スポーツソーシャルワーク
- スポーツの研究及び教育
- 保健、医学及び科学のスポーツへの応用
- スポーツにおけるテクノロジー
- スポーツ大会におけるスポーツの安全

第2項 協力形態

前項で示された分野における協力活動は、例えば、情報及び資料の交換、演習、トレーニング、スポーツマネジメントに関する行政官、専門家及び選手の派遣、セミナーの開催、共同調査研究の展開、スポーツ施設への視察、学術的活動の共同実施並びに協力プログラムの実施等を通して行われる。

第3項 財政事項

本覚書の下での協力活動に係る支出に関する財政事項は、両国の資金及び人員の利用可能性に従って、個別的に、両当事者間で相互に協議するものとする。

第4項 意見の相違の解消

本覚書の解釈から生ずるいかなる意見の相違も、両当事者間の直接の協議及び交渉を通じて解決するものとする。

第5項 修正

本覚書は、両当事者の書面による相互の同意により、修正することができる。かかる修正は、両当事者によって相互に決定された日に開始し、本覚書の不可分の一部を成すものとする。

第6項 開始及び終了

本覚書の下での協力は、両当事者により同時に行われた署名の日から開始し、二年間継続し、いずれかの当事者が他方の当事者に対し六か月前に書面により本覚書を終了させる意図を通報しなければ、次の一年間自動的に更新される。

2023年11月21日に同時にリマ及び東京において、法的拘束力を有しない文書として、ひとしく適用される日本語、スペイン語及び英語による本書二通に署名された。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

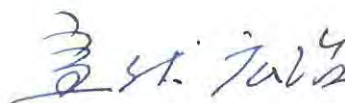
ペルー共和国スポーツ庁



ギド・フローレス・マルチャン

長官

日本国スポーツ庁



室伏 広治

長官